

別表3（第5条関係）

区分	危険なブロック塀等撤去支援事業
補助要件	次に掲げる事項①から③の全てに該当するもの ①避難路沿道等に面した危険なブロック塀として別表1又は別表2に従い点検した結果、安全対策が必要と判断されたもの ②危険なブロック塀等の撤去後に道路等からの高さが40cmを超えるブロック塀を新たに設置しないこと ③施工業者等が撤去を行うもの
補助対象経費	次に掲げる危険性の高いブロック塀等の撤去に要する経費 ①補助要件の事業を実施する工事 ②工事に伴い発生する資材の処分費及び運搬費 ③上記に掲げるもののほか、町長が減災に寄与すると認めた関連工事
補助金額	補助対象経費の3分の2と基準額（1mあたり10,000円）を比較し、いずれか少ない額以内
補助限度額	一団の土地あたり66,000円
区分	危険なブロック塀等建替支援事業
補助要件	次に掲げる事項①から③の全てに該当するもの ①避難路沿道等に面した危険なブロック塀として別表1又は別表2に従い点検した結果、安全対策が必要と判断されたもの ②危険なブロック塀等の撤去後に道路等からの高さが40cmを超えるブロック塀を新たに設置しないこと ③施工業者等が建替えを行うもの
補助対象経費	次に掲げる危険性の高いブロック塀等の建替えに要する経費 ①補助要件の事業を実施する工事 ②工事に伴い発生する資材の処分費及び運搬費 ③上記に掲げるもののほか、町長が減災に寄与すると認めた関連工事
補助金額	補助対象経費の3分の2と基準額（1mあたり50,000円）を比較し、いずれか少ない額以内
補助限度額	一団の土地あたり333,000円